

個人情報保護について考える

SO_suita

1、情報化社会の必然とその功罪

パソコン、スマートフォンなどの急速な普及により、私達は日常それを利用し、その恩恵を最大限受けることが出来るようになった。

反面、トラブル、事件に巻き込まれる可能性も増えてきていることは周知の通り。

- | | |
|------------|---|
| 功 ： | ①情報を入手することが出来る
②自分の意見を広く発信できる
③多数の人とのコミュニケーションが取れる、等々 |
| 罪 ： | ①デジタル作品のコピー、情報の不正流出
②ウイルス感染問題
③ネット上の誹謗中傷、いじめの増加、等々 |

2、個人情報保護の背景

広く普及してきた SNS のプロフィールやインターネットの各種応募サイト等で個人情報を取得し、勝手に他へ流用、悪用し社会問題となってきた。

3、個人情報とは何か？

- ①氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの
- ②一つの情報だけでは個人を特定できなくても、容易に手に入る他の情報と組み合わせることで特定の個人を識別できるものも個人情報となる

個人情報保護法
第2条（定義）

- ・氏名、生年月日、住所
- ・電話番号、ファックス番号
- ・銀行口座番号
- ・クレジットカード番号
- ・顔写真（画像を含む）
- ・音声データ

4、個人情報保護法

- ①（正式名称）個人情報保護に関する法律・全 59 条と附則
H15 年 5 月法律 57 号、H17 年施行、H21 年 6 月最終改正
- ②（目的）個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
- ③（法の内容）「国」「地方公共団体」「個人情報取扱事業者」に於ける個人情報の適切な利用を規程。
※「個人情報取扱事業者」：過去半年間に 5,000 件以上の個人情報を管理している事業者で、営利・非営利は問わない
 - ・個人情報を、嘘や不正な手段を使って取得してはならない
 - ・個人情報を取得した場合、すみやかにその利用目的を本人に通知す

るか、公表しなければはらない（但し、予めその利用目的を公表している場合は除く）

- ・ 予め本人の同意を得ずに収集した個人情報を第三者に提供してはならない

④（過剰反応による弊害）

- ・ 防犯カメラの設置可否問題
- ・ 家族からの安否確認（医療現場で混乱）
- ・ 要援護者名簿を地元自治会や消防に提出していない（中越地震時混乱）
- ・ 個人情報取扱業者ではないが学級連絡網も卒業アルバムも作れない
- ・ 医療機関で個人情報の提供を拒む
- ・ 企業で従業員の住所録が作れない
- ・ 人の繋がりが希薄になり、大事なことでも見て見ない振りをする。

⑤（適正使用の必要性）

個人情報保護法は「個人の利益を保護する」ことが目的で、この法律のために必要なことが出来なくなっては本末転倒である

「相手の利益になることかどうか」考えて、適切に個人情報を利用しよう・・・情報化社会のモラルを再認識しよう

5、自分の個人情報を守る

①初めて Web サイトを利用する場合は、「利用規約」や「プライバシーポリシー」を先ず確認することが肝要

（チェックポイント；「利用目的」「利用の範囲」「苦情等の問合せ先」）

- ・ 利用規約：業者が利用者に対して、取引開始前に提示する「サービス利用に当たっての規則」、利用者から予め同意を得ておく形式です。「サービス内容」「プライバシーポリシー」「禁止事項」「免責事項」等を記載

- ・ プライバシーポリシー（別名；個人情報保護方針）

Web サイトで「収集した個人情報をどう扱うのか」など、その業者の方針を記したもの。業者によっては利用規約の一部となっているものもある

一般的には、「目的外の利用はしない」と記したものが多い。

「収集した個人情報を第三者に提供する場合がある」と記している場合もある。その場合は保護法に定められた正式な手続きとして第三者に個人情報を提供出来ることとなるので提供範囲や利用目的をよく確認し、納得の上で入力しよう

疑義があり納得できない場合はキャンセルが賢明

②個人情報の「不正使用」や「漏えい」についての相談窓口

- ・ 各地方公共団体（市役所）に相談窓口が設けられている
- ・ 消費者庁又は国民生活センターの HP から検索出来る各地の消費生活相談窓口の紹介を受けることが出来る「消費者ホットライン」も記載されている

6、他人の個人情報を尊重する

インターネットでは自分が被害者になってしまうだけでなく、ふとした瞬間に加害

者になってしまうことがある。自分の発信した情報は「人物を特定されても問題ない情報であるか」「特定されるような要素はないか」常に確認することが必要です。

- ・断片的な情報から本人が特定できるもの

・住んでいる地域	・勤務地
・職種	・元勤務先
・出身校	・出身地
・性別	・所属サークル 等々

- ・スマホで撮影した画像に注意。位置情報が入り特定される
- ・プライバシー権、肖像権、パブリシティ権 に留意

7、個人情報保護に対する NPO 法人の取組み状況

- ・NPO 法人市民ネットすいた・・・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）公表
その他にも保護方針策定先が散見される

以上

参考書類；「情報モラル&情報セキュリティ」FOM 出版、個人情報保護法、その他。